



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、「商標使用許可登録手続指南」を正式発表

Topic-2

CNIPA、「AI 関連専利出願指南」に対し、意見募集

Topic-3

【判例速報】最高人民法院知識産権法廷、出願日以降に補充提出された実験データの法的効力について、新たな判断基準を提示

Topic-4

CNIPA、「知識産権統計データ公開検索指南」（2024年版）を発表

Topic-5

路浩ニュース：北京路浩副所長張晶氏、意匠五局（ID5）年次会合にて講演

CNIPA、「商標使用許可登録手続指南」を正式発表

2024年10月29日に、国家知識産権局（CNIPA）は、「商標使用許可登録手続指南」を公表した。当該指南において、複数の重要概念と原則が記載されているので、ここで、簡単な紹介を行う。

【商標使用許可登録手続の効果】

当事者間の真意と合意を表明して締結された商標使用許可契約の効力は、商標使用許可が登録手続きを行ったか否かによって影響を受けないが、登録手続きのない商標使用許可は、善意の第三者に対抗することはできない。

【使用許可の種類】

1. 通常使用許可

通常使用許可の場合、複数のライセンシーが共存することが可能である。また、ライセンサー自身の使用も禁止していない。権利侵害が疑われる場合、ライセンシーが商標権所有者の委任を受け、訴訟を提起することが可能である。

2. 排他的使用許可

排他的使用許可の場合、ライセンシーが第三者を排除して商標を使用することが可能である。即ち、ライセンサーは一つのライセンシーのみに対し使用を許可することになる。ただし、合意のある範囲内で、ライセンサー自身も使用可能である。権利侵害が疑われる場合、ライセンシーが商標権所有者と共同して訴訟を提供することが可能である同時に、商標権所有者が訴訟を提起しない場合、ライセンシーが単独で訴訟を提起することも可能である。

3. 独占的使用許可

独占的使用許可の場合、ライセンシーが最も強い権限を有する。ライセンシー以外の如何なるものも、約束の期間内または地域内に当該商標を使用してはならない。約束の期間内または地域内である限り、ライセンサー自身も使用不可である。独占的使用許可の場合、ライセンシーが単独で訴訟を提起することも可能である。

【使用許可契約の記載内容】

使用許可の契約書には、少なくとも、以下の内容を含まなければならない。

1. 商標の基礎情報：登録番号、商標見本
2. 指定商品と役務の情報
3. 使用許可の具体的方法と地理的範囲
4. 使用許可の期限
5. 使用許可の種類と制限事項
6. 品質保証に関する規約
7. 契約違反に関する規定

【使用許可登録の諸要件】

1. 商標

有効な登録商標のみ、権利期間満了または無効の商標に対し、使用許可をしてはならない。

人民法院にて資産凍結の処分を受けた商標権に対し、使用許可登録を行う場合、人民法院による同意書を提供する必要がある。担保設定中の商標権に対し、使用許可登録を行う場合、担保提供者の書面による同意を得なければならない。

2. 主体

商標権の所有者によって提出しなければならない。

共同所有の商標権について、すべての所有者の書面による同意を得た上、身分証明の写しも提出する必要がある。

3. 所要書類

商標権所有者とライセンシー両方の身分証明の写し；委任状；販売許可が必要な商品（医薬品、タバコなど）に関して、販売許可に関する証明の提供。

【その他の注意事項】

1. 使用許可契約の双方のいずれかの名称が変更した場合、ライセンサー側から、CNIPA に、変更の手続きを行う必要がある。

2. 審査中の使用許可登録申請を取り下げることが可能である。

3. すでに登録された使用許可に対して、有効期間内に、両当事者の合意によって、ライセンサー側から、CNIPA に、中止の手続きを行うことが可能である。

4. 使用許可登録後、使用許可の商標、商品または役務、関係当事者、使用許可の期限、許可の範囲などに、実質的な変更が発生する場合、新たな使用許可登録申請を提出しなければならない。

詳しくは、CNIPA の公式サイトにて確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/10/29/art_66_195761.html

CNIPA、「AI 関連特許出願指南」に対し、意見募集

中国国家知識産権局（CNIPA）は 12 月 6 日に、出願人向けの「AI 関連特許出願指南（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を公表し、一般向けの意見募集を開始した。

当意見募集稿は、中国の現行特許法制度の枠組みの下で、AI 分野における特許審査方針を包括的かつ詳細に解説するものである。イノベーション主体が関心を寄せる重要な法的課題に対応し、特許出願の質を向上させることを目的として策定された。政策解釈に関する文書として位置づけられたこの出願指南は、出願人が現行の特許審査政策をより深く理解するための指針となることを目指している。

本稿は、意見募集稿の一部重要であると思われる内容を取り上げ、紹介を行う。

【発明者の適格性】

1. 発明者が享受する財産権と人格権は民事上の権利であり、AI システムは、現時点では民事主体として民事上の権利を享有することができないため、発明者になることができない。
2. AI のアルゴリズムやモデル、AI のアルゴリズムやモデルに基づく機能、または当該分野における応用を含む関連特許出願において、発明者とは、発明の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者をいう。

AI の補助の下でなされた発明の場合、その発明を作成した自然人は、特許出願の発明者となることができる。発明創造の実質的な特徴に対して創造的な貢献をした自然人は、特許出願の発明者として指名することができるが、AI が作成した発明については、中国の現在の法体制の下では、AI に発明者の地位を付与することはできない。

【技術案の対象】

1. 請求項の技術案は、知的活動の規則や方法のみに関連するものではない。

AI のアルゴリズムやモデルは、数学的理論に基づいて開発され、AI のアルゴリズムやモデルに関する特許出願の請求項が、抽象的な数学的理論や数学的アルゴリズムにのみ関係し、技術特徴を含まない場合、それらは知的活動の規則や方法であり、発明特許権の対象とはならない。

2. 請求項の技術案は、自然の法則に従い、技術的效果を達成する技術的手段を用いて、技術的問題に対する技術的解決策を反映するものでなければならない。

① AI のアルゴリズムやモデルは、関連技術分野において具体的な技術的意味を持つデータを扱う場合：請求項は、AI アルゴリズム又はモデルが、技術分野において具体的な技術的意味を有するデータを扱うことを反映するように記述され、かつ当業者の理解に基づいて、アルゴリズム又はモデルの実行が、自然法則を用いて技術的課題を解決するプロセスを直接具体化し、技術的效果が達成されることを知る

ことができるのならば、当該請求項が限定する解決策は技術案に該当する。

②AI のアルゴリズムやモデルは、コンピュータ・システムの内部構造の間に特定の技術的関係性を有する場合：請求項は、AI アルゴリズム又はモデルが、データメモリー使用量の削減、データ伝送量の削減、ハードウェアの処理速度の向上等、ハードウェアの演算効率又は実行効果をいかに向上させるかという技術的課題を解決するために、コンピュータシステムの内部構造との間に具体的な技術的関連性を表し、自然法則に適合し、コンピュータシステムの内部性能の向上という技術的効果を得ることができる場合、その解決策は技術案に該当する。

③AI アルゴリズムに基づき、特定の技術領域に関するビッグデータから自然法則との相関関係を発見する場合：AI のアルゴリズムやモデルは、各分野では、データ分析、評価、予測、推薦など様々なことができる。このような出願に対して、請求項が特定の応用分野におけるビッグデータの処理を具体化し、ニューラルネットワークなどの AI アルゴリズムを使用して、自然法則に従ってデータ間の本質的な相関関係を発見し、特定の応用分野におけるビッグデータ解析の信頼性または精度をいかに向上させるかという技術的課題を解決し、技術的効果を得る場合、請求項の解決策は技術案に該当する。

【進歩性の判断】

AI に関連する発明専利出願の解決策には、数多くのアルゴリズム的特徴が含まれており、進歩性を検討する際には、技術特徴と機能的に互いに支え合い、相互作用的な関係を有するアルゴリズム的特徴に対しては、当該技術特徴とともに全体として考慮しなければならない。「機能的に互いに支え合い、相互作用的な関係」というのは、アルゴリズム的特徴と技術特徴は密接され、共に技術的問題を解決する技術的手段を構成し、対応する技術的効果を得ることを指す。技術案を全体として検討した結果、その技術案が先行技術と比較して優れた実質的特徴を有し、著しい進歩を遂げていれば、請求項は進歩性を有する。

1. AI アルゴリズム的特徴を技術特徴の不可欠な一部にすること

①AI のアルゴリズムやモデルを機能分野や応用分野に適用する出願に対して、執筆に際しては、特定の機能または応用分野において解決された技術的課題、自然法則に従って使用された技術的手段、自然法則に従って結果として得られた技術的効果を記載する上、そのアルゴリズムやモデルを実施するための不可欠な内容を明記すべきである。

技術案には、既存の AI アルゴリズムプロセスやモデルパラメータの調整が含まれる場合、調整により特定の機能または応用分野における技術的課題を解決し、有益な技術的効果を得ると、アルゴリズム的特徴と技術特徴は、「機能的に互いに支え合い、相互作用的な関係にある」と考えることができ、進歩性の判断において考慮されるべきである。

②技術案に記載されているAIアルゴリズムやモデルが先行技術であり、技術案の改良点は、既存の技術分野から本願の技術分野に適用することにある場合、進歩性の判断は、アルゴリズムやモデルが適用される技術分野の近接性、技術的示唆の有無、異なる分野に適用することの困難性、技術的難題を克服する必要性、予期せぬ技術的効果をもたらすか否かに照らして検討されるべきである。

2. AIのアルゴリズムやモデルは、コンピュータ・システムの内部構造の間に特定な技術的關係性

AIのアルゴリズムやモデルが、コンピュータ・システムの内部構造と特定な技術的関連性を持ち、コンピュータ・システムの内部性能の向上を実現するものである場合、進歩性を判断する際には、技術案のアルゴリズム的特徴と技術特徴を全体として考慮すべきである。

3. AIのアルゴリズムやモデルは、使用体験との関連性

技術案のAIアルゴリズム的特徴が、技術特徴とともに、ユーザーの使用体験を向上させる場合、進歩性を判断する際には、アルゴリズム的特徴と技術特徴を全体として考慮すべき、また、先行技術によって技術的示唆が与えられていない場合、その技術案は進歩性を有する。

意見募集稿の全文は、CNIPAの公式サイトにて確認可能

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/6/art_75_196483.html

【判例速報】最高人民法院知識産権法廷、出願日以降に補充提出された実験データの法的効力について、新たな判断基準を提示

近時、最高人民法院知識産権法廷は、「有機アミノシラン前駆体から酸化シリコン薄膜を調製する方法」発明専利（以下、本件専利という）に関する無効行政紛争第二審事件（2021）最高法知行終 832 号を審決し、本件専利の出願日以降に提出された実験データを認め、法に基づき中国と外国の権利者の合法的権益に平等な保護を与えた。

【事実概要】

本件専利の権利者はアメリカの材料系のメーカーであり、請求項 1 は基板上にシリコン酸化膜を形成する方法の保護を請求している。無効宣告請求人の金某氏は、この専利が専利法に規定された進歩性を有していないとして、この専利の全部を無効とするよう請求した。金某氏の無効宣告請求に対して、権利者は、第四回審査意見通知書に対する応答内容を反証 5 として提出した。反証 5 は補充提出された実験データであった。CNIPA は、本件専利の有効性を維持する審決を下した。金某氏はこの審決を受け入れず、審決取消の行政訴訟を提起した。一審人民法院は、原告側の訴訟請求を棄却すると判断した。

金某氏は一審判決を不服として上告し、反証 5 によって証明されるべき技術的効果は明細書から明確に得ることができず、反証 5 は認められるべからず、請求項 1 は進歩性がないと主張した。

【判決要旨】

反証 5 が認められるか否かは、発明が実際に解決する技術問題及び先行技術に関連する技術教示があるか否かを左右し、ひいては本件専利の進歩性の有無の結論に影響する。出願人/専利権者が出願日の後に追加の実験データを提出し、そのデータが専利の進歩性を証明できると主張する場合、次のような観点から審査することができる。

第一に、実験データおよび対応する証拠が真実性、正当性および関連性を有するか否かを審査し、採用すべきか否かを決定する。第二に、実験データが次の二つの条件を同時に満たすか否かを審査する。即ち、まず、明細書が実験データにより証明されるべき事実を明示的に記載または暗黙的に開示しているか否かを審査する。次に、実験データは、明細書に内在する欠陥を補うために使用していないことを審査する。

本件の場合、無効審判における最も近い引用文献は、専利出願に記載された最も近い先行技術と異なることが多く、比較対象が不明確であるため、無効審判における最も近い引用文献である引用文献 1 が開示するジ-n-プロピルアミノシラン（DNPAS）に対して、本件専利が限定するジイソプロピルアミノシラン（DIPAS）は本件専利明細書に記載された好ましい効果が存在するか否かを、実験データの補充提出によって証明することができる。

本件専利の明細書の開示から分かるように、ジ-n-プロピルアミノシラン（DNPAS）は明示的に記載されていないが、本件専利の発明は、ジイソプロピルアミノシラン（DIPAS）が低エッチングレートの酸化ケイ素薄膜を調製するための好ましい前駆体であること、及びジイソプロピルアミノシラン（DIPAS）が他のアミノシラン前駆体と比較してより安定であることに着目して完成された。DIPAS は他のアミノシラン前駆体よりも安定であり、他のシラン前駆体よりも寿命が長いことは暗黙的開示に該当する。

反証 5 は、ジイソプロピルアミノシラン(DIPAS)とジ-n-プロピルアミノシラン(DNPAS)の安定性効果の比較に関するものであり、明細書に明確に記載されているように、ジイソプロピルアミノシラン(DIPAS)が、ジエチルアミノシラン(DEAS)だけでなく、ジ-n-プロピルアミノシラン(DNPAS)を含む多種多様な他の類似化合物前駆体よりも優れた安定性を有することを示すことを意図している。これは、十分公開されていないという明細書の固有の欠陥を改善することを意図したものではない。

よって、反証 5 は、補充提出された実験データとして、認められるべきである。

また、実験データを認めるか否かについては、使用された実験方法が客観的で信用できるかどうかを検討する必要がある。加速老化実験は、所属する技術分野の技術者が化学製品の安定性を確認するために使用する実験手段であり、通常、製品を通常の保管または使用環境よりも厳しいまたは過酷な条件下に置き、通常の使用条件下での材料の変化を短時間で判定し、常温で保管した場合の材料の安定性と寿命を予測するものであり、その実験原理と操作手順は所属する技術分野の技術者に周知である。反証 5 は、ASTM F1980-07 という加速老化実験の方法を利用し、ジイソプロピルアミノシラン（DIPAS）の安定性を立証したため、技術効果を考慮の上、採用すべきである。

【典型的意義】

先行判例の(2019)最高法知行終 33 号によれば、専利権者が出願日の後に追加の実験データを提出し、そのデータが専利の進歩性を証明できると主張する場合、まず、明細書が実験データにより証明されるべき事実を明示的に記載または暗黙的に開示しているか否かを審査する。次に、実験データは、明細書に内在する欠陥を補うために使用していないことを審査するとされた。

本判決は、上記の基準に基づき、その延長線上に、専利の技術案の進歩性を証明するために補充的な実験データを使用することに対する審査において、出願人/権利者側が、審査官または無効宣告請求人は如何なる先行技術を引用するかを予測できないという出願人/権利者にとって不利益な状況に対する改善策を打ち出した。

判決の詳細について、最高人民法院知識産権法廷の公式サイトにて確認可能

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-3420.html>

CNIPA、「知識産権統計データ公開検索指南」（2024年版）を発表

2024年11月26日に、国家知識産権局（CNIPA）は、「知識産権統計データ公開検索指南」（2024年版）を公表した。当指南は、中国の知的財産権に関する公開データを検索する方法を複数案内しましたので、本稿にて、簡単に取り上げることにする。

1. 月間データの調べ方

①CNIPAの公式サイト（<https://www.cnipa.gov.cn/>）にアクセスすれば、以下の画面が表示される。



②マウスを上記図の赤いボックスの「数据」（データ）の箇所に移せば、以下の画面が表示される。

そして、以下の赤いボックスの「统计报告查询」（統計データ検索）をクリックし、③の画面が表示される。



③赤いボックスの箇所に入力して、右の青いボタンをクリックすれば、月間の専利の権利付与の件数を出願人国内外別に、当該月間の有効の専利件数、PCT出願の受理件数、有効な商標登録の件数、商標異議申立の件数などを、グラフと数字の両方で確認可能である。

专利授权		统计日期: --请选择年月--		查询		图表		数据		
分国内外		分国内外专利授权统计表								下载
国内分专利权人类型		2024年1-10月								单位: 件
有效专利	按国内外分组	发明		实用新型		外观设计				
		授权量	构成	授权量	构成	授权量	构成			
PCT专利申请	小计	889419	100%	1656419	100%	513128	100%			
商标注册及有效注册	合计	875852	98.5%	1584438	95.7%	391409	76.3%			
	非职务	13567	1.5%	71981	4.3%	121719	23.7%			
商标异议	小计	797532	89.7%	1651858	99.7%	494107	96.3%			
	国内	784883	98.4%	1580031	95.7%	372863	75.5%			
商标评审	非职务	12649	1.6%	71827	4.3%	121244	24.5%			
	小计	91887	10.3%	4561	0.3%	19021	3.7%			
地理标志	国内	90969	99.0%	4407	96.6%	18546	97.5%			
	非职务	918	1.0%	154	3.4%	475	2.5%			

注: 1.本报表中,专利权量均按照授权公布日统计。
2.本报表中,国内和国外按照申请人(权利人)来源地划分。

2. 年間データの調べ方

ステップ①と②は、月間データの調べる際と変わりはない。

③同じウェブページに、以下のコラムも表示される。赤いボックスの箇所に年度を選択し、右の青いボタンをクリックすれば、各年度の統計データが表示される。

The screenshot shows a web interface for querying statistical reports. At the top, there is a header with a red envelope icon and the text '统计报告查询'. Below this, there are two main sections. The first section is titled '国家知识产权局审查注册登记月度报告' and contains two dropdown menus for '年份: 请选择年份' and '月份: 请选择月份', followed by a blue '查询' button. The second section is titled '国家知识产权局统计年报' and features a dropdown menu for '年份: 请选择您要查询的年份' which is highlighted with a red rectangular box, and a blue '查询' button to its right.

④以下の画面から、年間の専出願の状況、年間の専利権利付与の状況、年間の専利有効件数の状況、年間の専利代理状況、出願・権利付与状況のIPC分類別統計、海外への出願・権利付与・有効に関する状況、商標出願・登録・有効件数に関する状況などを確認可能である。

当前位置: 首页 > 2023年知识产权统计年报

◆	专利申请状况 Statistics on Patent Applications
◆	专利授权状况 Statistics on Patent Grants
◆	专利有效状况 Statistics on Patents in Force
◆	专利申请代理状况 Statistics on Patent Applications via Agency
◆	专利申请、授权按IPC分类分布状况 Statistics on Patent Applications and Grants by IPC
◆	向境外发明专利申请、授权、有效及PCT申请受理状况 Statistics on Patent Applications, Grants and Patents in Force Overseas Originated from the Mainland of China and PCT International Applications Received by the CNIPA
◆	商标申请、注册及有效注册状况 Statistics on Trademark Applications, Registrations and Trademarks in Force
◆	地理标志注册批准状况 Approval Status of Geographical Indication Registration
◆	集成电路布图设计登记申请、发证状况 Statistics on Applications and Certificates of Integrated Circuit Layout Designs

3. その他のデータベースの案内

- (1) 「国家知識産権局年報」の付録にも、データが公開されている。以下より確認可能である。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col94/index.html>

- (2) CNIPA は、毎年、「知識産権保護状況」の白書も発行している。以下より確認可能である。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col91/index.html>

- (3) 中国政府発行の「中国統計年鑑」においても、知的財産に関する内容を一部掲載している。

国家統計局の公式サイトにて、確認可能である。

<https://www.stats.gov.cn/sj/ndsj/>

- (4) CNIPA の公式サイトに、知的財産に関わる違法行為に対する行政取締の状況も確認可能である。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col89/index.html>

- (5) CNIPA の公式サイトに、世界五大局（IP5）の統計データも確認可能である。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col90/index.html>

本指南の詳細は、CNIPA の公式サイトにて確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/26/art_88_196286.html

路浩ニュース：北京路浩副所長張晶氏、意匠五局（ID5）年次会合にて講演

2024年12月12-14日に、中米日欧韓による意匠五庁（ID5）年次会合が日本で開催された。参加者は、AI時代の意匠やインターネットにおける権利侵害をめぐり、盛んな議論を行った。

北京路浩国際特許事務所副所長の張晶氏は、意匠五庁（ID5）のご依頼を受け、AI時代における意匠分野のイノベーション活動と権利侵害対策を主題とする講演を行った。



張晶氏、講演を行う

意匠五庁（ID5）年次会合へのご招待と講演のご依頼は、北京路浩の意匠分野での活躍と実績が高く評価された証である。北京路浩は、総合的な国際特許事務所であり、意匠分野の関連業務のグローバル化にも力を注いで、現在日本語の意匠専門担当も設けており、日本のクライアントに対し、高品質なサービスを提供することに励んでいる。